

愛知県食の安全・安心推進協議会設置要領

(目 的)

第 1 愛知県における食の安全対策について、県民各界の意見・提言を受けて施策に反映させ、効果的かつ円滑に施策を推進するため、愛知県食の安全・安心推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 協議会は、次の事項について協議する。

(1) 食の安全対策に関すること。

(2) その他食の安全施策の推進にあたって必要な事項

(組 織)

第 3 協議会は、委員 17 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(1) 消費者の代表

(2) 農林水産業界の代表

(3) 食品製造（加工）業界の代表

(4) 食品流通業界の代表

(5) 学識経験者

(6) 公募委員

(任 期)

第 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。なお、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長等)

第 5 協議会には、会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長、副会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第 6 協議会の会議は、知事が召集する。

2 会長は、協議会が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例(平成 12 年愛知県条例第 19 号)第 7 条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開することにより、その適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

2 協議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録の保存年限)

第 8 協議会の会議の会議録の保存年限は、5 年とする。

(庶 務)

第 9 協議会に関する事務は、健康福祉部保健医療局生活衛生課において処理する。

(その他)

第 10 この要領で定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、会議の議を経て会長が定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 7 月 2 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。